

平成 28 年度県地域防災計画の見直しについて (原子力災害対策編)

1 総則に関する修正

防災関係機関の事務又は業務の大綱

- ・ 県の事務について、薩摩川内市及び関係周辺市町と受入市町との調整に関することを追加

[原子力防災訓練を踏まえた修正]

2 原子力災害事前対策に関する修正

住民等への的確な情報伝達体制の整備

- ・ 住民等への情報伝達について、県、国、薩摩川内市及び関係周辺市町が連携して、住民等への的確な情報伝達を行う体制に九州電力を追加

[九州電力への要請に対する回答を踏まえた修正]

原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

- ・ 住民等への知識の普及啓発等について、放射線防護対策が実施された屋内退避施設に関することを追加

[川内原発周辺の現地調査を踏まえた修正]

3 緊急事態応急対策に関する修正

避難，屋内退避等の防護措置

- ・ 避難車両の手配について，以下を追加
 - ① 「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき，県バス協会に避難車両の要請をすること
 - ② P A Z 内の要配慮者の避難に当たり，薩摩川内市は，九州電力と連携して福祉車両を手配すること

[これまでの防災対策を踏まえた修正]

4 複合災害時対策に関する修正

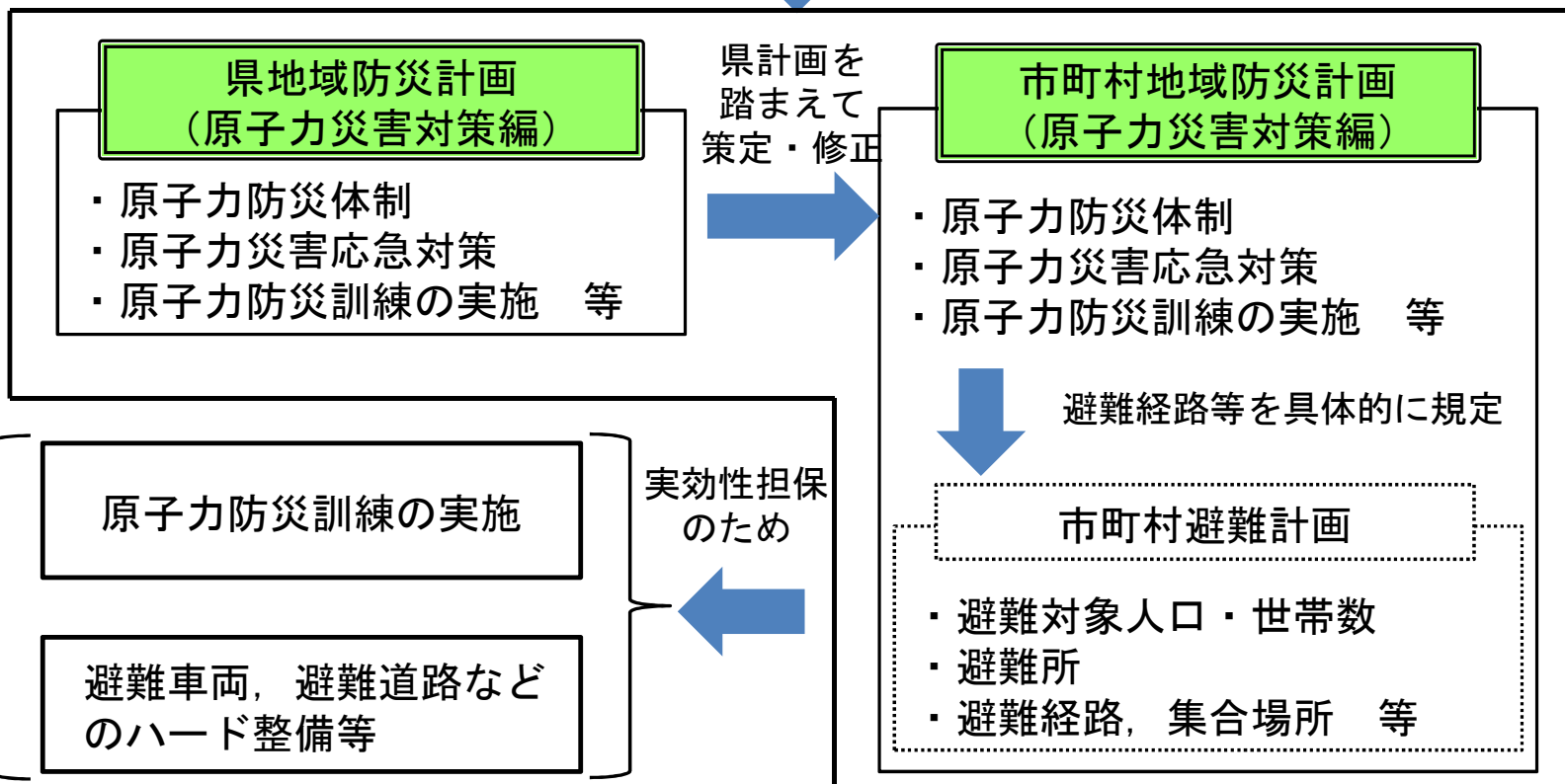
避難，屋内退避等の防護措置の実施

- ・ 避難等の対応方針について，地震等により家屋による屋内退避が出来ない場合の考え方を追加

[熊本地震を踏まえた修正]

避難計画の概要

- 防災基本計画（中央防災会議（内閣府）：災害対策基本法）
- 原子力災害対策指針（原子力規制委員会：原子力災害対策特別措置法）



川内地域の緊急時対応
(内閣府とりまとめ)

地域原子力防災協議会（内閣府主導）
において避難計画をベースに取りまとめ

具体化

反映

反映

鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編

第1章 総則

- 第1節 計画の目的
- 第2節 定義
- 第3節 計画の性格
- 第4節 計画の周知徹底
- 第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針
- 第6節 計画の基礎となるべき災害の想定
- 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲
- 第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施
- 第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱
- 第10節 本県以外で発生した原子力災害への対応

第2章 防災体制

- 第1節 災害応急対策における対応基準
- 第2節 防災活動体制

第3章 原子力災害事前対策

- 第1節 基本方針
- 第2節 九州電力との原子力事業者防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
- 第3節 立入検査と報告の徴収
- 第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携
- 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備
- 第7節 緊急事態応急体制の整備
- 第8節 複合災害に備えた体制の整備
- 第9節 避難収容活動体制の整備
- 第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
- 第11節 緊急輸送活動体制の整備
- 第12節 救助・救急・医療、消火及び防護資機材等の整備
- 第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備
- 第14節 行政機能の移転及び業務継続計画の策定
- 第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信
- 第16節 防災業務従事者の人材育成
- 第17節 防災訓練等の実施
- 第18節 原子力発電所上空の飛行規則
- 第19条 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編

第4章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

第2節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第3節 活動体制の確立

第4節 緊急時モニタリング

第5節 避難，屋内退避等の防護措置

第6節 治安の確保及び火災の予防

第7節 飲食物の出荷制限，摂取制限等

第8節 緊急輸送活動

第9節 救助・救急，消火及び医療活動

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

第11節 自発的支援の受入れ等

第12節 行政機能の移転及び業務継続に係る措置

第13節 家畜の飼葉管理・飼料管理の指導

第14節 原子力発電所周辺の飛行禁止区域等の設置

第6章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第4節 放射性物質による環境汚染への対応

第5節 各種制限措置の解除

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第9節 風評被害等の影響の軽減

第10節 被災中小企業等に対する支援

第11節 心身の健康相談体制の整備

第12節 物価の監視

第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除

第5章 複合災害対策時

第1節 基本方針

第2節 災害応急体制

第3節 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保

第4節 緊急時モニタリングの実施

第5節 避難，屋内退避等の防護措置の実施

第6節 緊急輸送活動体制の確立

第7節 救助・救急，消火及び医療活動

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

平成28年度県地域防災計画見直しのポイント (原子力災害対策編)

第1章 総則に関する修正

第9節 防災関係機関事務又は業務の大綱

原子力防災に関して、県、関係周辺市町、受入市町、消防機関、鹿児島県警察などの防災関係機関の処理すべき事務又は業務を定めている。

鹿児島県の業務として

薩摩川内市及び関係周辺市町（避難元）と受入市町（避難先）との調整を加えた。

第3章 原子力災害事前対策に関する修正

第13節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

住民相談窓口の設置、要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努めることとしている。

原子力災害時に住民や要配慮者、一時滞在者等に対する情報伝達体制について、県、国、薩摩川内市及び関係周辺市町との連携に九州電力を加えた。

第15節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信

住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及啓発や過去に起こった災害の教訓等の情報発信に努めることとしている。

住民に対し、普及啓発する知識として

放射線防護対策が実施された屋内退避施設を加えた。

平成28年度県地域防災計画見直しのポイント (原子力災害対策編)

第4章 緊急時対応策に関する修正

第5節 避難，屋内退避等の防護措置

屋内退避，避難等の実施，避難方法，避難場所，避難退域時検査，要配慮者等への配慮等について定めている。

避難車両の手配について

平成27年6月に，県バス協会と締結した「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき要請することを明記した。

PAZ内の要配慮者の避難にあたっては，薩摩川内市は，九州電力と連携し，福祉車両を手配することを加えた。

第5章 複合災害対策に関する修正

第5節 避難，屋内退避等の防護措置の実施

複合災害時には，屋内退避，避難等に時間を要するなど，避難の困難度が増すことが想定されることから，PAZ内の予防的防護措置の初期対応段階での検討や，被災状況に応じた避難方法，屋内退避等の考え方を定めている。

熊本地震を踏まえ，地震等により家屋による屋内退避ができない場合について，内閣府の考え方が示されたことから

UPZ内において，地震により家屋が倒壊したり，相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難であるような場合には，薩摩川内市及び関係周辺市町により設定される近隣の避難所等にて，まずは屋内退避を実施することを加えた。

その上で，仮に，近隣の避難所に収容できない場合は，地震による影響がない避難所をUPZ内外を含め選定し，避難させるなど，状況に応じて対応することを加えた。